合約編號(113)日文實字第 號

|  |
| --- |
| 文藻外語大學 |
| |  | | --- | | **学生校外実習契約書** |   調印機関：  甲：  乙：文藻學校財團法人文藻外語大學  丙：  契約期間 ： 年 月 日 至 年 月 日  年 月 日  契約調印者： (以下甲と称す)  文藻學校財團法人文藻外語大學（以下乙と称す）  （以下丙と称す）  調印者双方は、協力して学生の実習を実施するという共通の目標に基づき、以下の事項を協議して取り決め、ともに遵守する。   1. **実習協力の職務事項**   甲の職責：  校外実習授業の設計に参加し、丙の個別実習計画に基づいて丙に関連の実務訓練を提供し、実習の職場の分配と作業時間帯を手配して各種の実務技能訓練を行って人材を育成すること。  1. 丙に実習前の安全講習、実習場所の安全設備の配置及び関連の職業安全衛生の措置を取り計らうこと。  2. 乙の定期的な現地訪問を受け、乙が割り当てた指導担当教師と共同で、丙の指導及び実習成績の評価に参加すること。  乙の職責：  中華民国の法令である「專科以上學校產學合作實施辦法」（高校・高専学校以上の産学連携実施方法）に基づき、各部署の校外実習委員会を設立し、校外実習システムに関する任務を担当すること。  1. 学科の専門性に基づき、校外の実習授業を適切に計画すること。  2. 甲の実習機構の仕事環境の安全性及び実習の権益保障の評価に対して責任を負うこと。  3. 実習の指導担当教師を派遣し、定期的に甲に現地訪問を行い、丙の学習と適応状況及び甲が実習契約に従って実行する状況を視察し、甲と共同で丙の指導にあたること。その際、訪問時間を甲に事前に告知し同意を得ること。  丙実習準則：  1. 実習に関する規範を守り、実習期間中に甲の実習機構の訓練担当者及び乙の指導担当教師の指導を受けること。  2. 実習期間内に知り得た、甲に関する営業機密など、あらゆる形式の情報の漏えい、公開などはしないこと。  **二、契約の執行期間**  実習形態 ：□単位有りの実習 □単位無しの実習  実習種類 ：□夏季実習 □学期実習 □学年実習 □その他：  実習期間 ： 年 月 日至 年 月 日  勤務時間　　：（例）平日8：00から17:00まで（休憩時間：12:00から13:00まで）  実習月/週数：  実習時間数： 時間以上（実習の総時間数は、実習証明を基準とする。計算方式は中華民国の労働関連法令の規定に基づいて行う：一日の実習時間数は通常の労働時間8時間で計算し、週40時間を超えないこと。甲と丙の関係が雇用者と被雇用者でない場合でも、丙の心身の健康と安全を維持するため、甲は労働関連法令の労働時間に関する規定を守ること。）  **三、実習学生資料**   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 学制 | 学科 | 実習期間中の学年（年度を跨がる実習生は注記） | | | | | 学年 | 学籍番号 | 姓名 | 注記 | |  |  |  |  |  |  |   **四、実習内容及び関連事項**  1. 職務内容：  2. 甲が仕事内容を計画する際には、丙の健康や安全に影響がないものであることを原則とする。  3. 雇用関係か否かによって、それぞれ次の法令が適用される：  □雇用関係：「專科以上學校產學合作實施辦法」（高校・高専学校以上の産学連携実施方法）及び「労働基準法」などの労働関連の法令の規定に基づき、甲は丙を実習生として雇用する。  □非雇用関係：中華民国の「專科以上學校產學合作實施辦法」（高校・高専学校以上の産学連携実施方法）の規定により、甲と丙は単なる訓練者と被訓練者との関係である 。  **五、実習の実施**  1. 乙は実習が始まる一週間前までに丙の名前・着任の資料を甲に送ることとする。事情により実習期間を延長する必要が生じた場合は、双方が同意の上で新たに契約を結ぶ。  2. 甲は丙が着任した際、丙にオリエンテーション及び研修を行い、専門家に指導させること。その際、オリエンテーション及び研修は実習の時間数に含まれる。  3. 実習の場所：　　　　　　　　　　　　　　（機構名）　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）。甲は乙と丙の同意を得ずに実習地を変更してはならない。  **六、手当の提供：**□給与（金額：　　　　　　　）　　　□賞与：（金額：　　　　　　　　）  □奨学金：（金額：　　　　　　　）　□その他：（説明：　　　　　　　　　）  **七、寮と食事手当：**□あり（金額：　　　　　　　）　□なし  **八、交通費手当：**□あり（金額：　　　　　　　）　□なし  **九、保険：**  □雇用関係：  1. 甲は実習の給与または手当の金額に応じた労工保険料および退職金を負担し、実習期間中、丙を労工保険に加入させること。また□全国民健康保険□労工職業災害保険□就業保険の保険料を負担すること 。  2. 甲は実習の内容及び人数を労働組合に知らせねばならない 。  □非雇用関係：実習期間中に、乙は丙の学生事故保険（200万台湾ドル）及び傷害医療保険（5万台湾ドル）負担すること。  **十、実習生（丙）の指導**  1. 丙は甲の訓練担当者により、実務実習について訓練、監督を受けること。  2. 乙は状況に応じて指導教員を甲に派遣し丙を視察し、必要な連絡調整を行うこと。  3. 丙が実習に適応困難な場合、甲乙双方が共同で対応すること。甲乙双方の評議または丙の告知で適応不可能と判断された場合、乙は契約終了を提起し、丙を他の実習先機関に転換させるか、関連規定に従って処理すること。  4. 甲は上記の乙による契約終了の要求に対して協力すること。  5. 甲は丙が両国（中華民国、日本）の法律に違反する実習内容に参加させないこと。また、丙は、両国（中華民国、日本）の法律に違反する活動への参加を拒否することができる。もし甲が本条に違反した場合、乙は本契約を中止する権利を有する。  6. 契約有効期間中、一方がやむを得ない事由で契約を予め終了させる必要がある場合、当事者は10日前に他の2者に書面で事前通知しなければならず、本契約関係はその通知期間の満了後に終了すること。もしも甲が丙に定期的に実習の給料や手当を提供する場合は、この実習の契約関係が終了後、政府の労働基準法に基づき、手続きを行うべきである。  **十一、実習の評価**  1. 成績評価は甲の担当者と乙の指導教員で行う。甲は実習終了後一週間以内に「文藻外語大学学生実習成績評価表」と「実習証明書」を乙に提出すること。  2. 実習期間中の出勤評定は甲が行うこと。丙が実習に適応困難な時は、甲が乙に連絡し、共同で対応する。指導しても改善されなければ、実習の資格を取り消すか、他の仕事に転換させる。  3. 甲と乙は実習について随時共同で調整にあたり、実習品質の維持向上に努めること。  **十二、附則**  1. 丙は甲が知的財産の権利及び機密契約書へサインを求めた場合、応じなければならない。丙及び指導教員は、本実習を通じて知りえた甲の業務の秘密は、実習期間・実習終了後共に、決して第三者に漏洩したり、自ら使用したりしてはならないし、人に伝えたり公開したりしてはならない 。  2. 本契約に関連するすべての付属書類は、本契約の一部とみなされ、契約条項と同等の効力を具える。他の実習協力に関する事項が不十分な場合、甲乙丙の3者は必要に応じて協議の上、別に契約条項を定める。  3. 甲は丙に関する個人情報に対して保護責任を有し、個人情報保護法を遵守すること。  4. 男女平等の観点から甲は丙を保護する義務を有する。甲はそのための基準を整備し、苦情の受付及び処理のための機構を提供すること。丙が男女雇用機会均等法に違反する状況に遭遇した場合、甲は適切に対応し、24時間以内に乙に通知すること。  5. 本契約書が準拠する法律は、均しく中華民国の法律における法令を基準とする。  6. 本契約に基づく紛争が生じた場合、台湾高雄地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。  7. 丙は該当の契約内容に同意し、保護者も既に了解済みであるとする。  **十三、本契約書は一式三部とし、甲、乙、丙がそれぞれ一式ずつ保管する。**  契約調印者：  甲 :  代表人：  住　所：  乙：文藻學校財團法人文藻外語大學  代表人：莊慧玲 校長  住　所：80793高雄市三民區民族一路900號  統一編號：76000424  丙：  年 月 日 |